新令第十四条の八第三号（時価評価資産等の範囲）	規定するリース譲渡	新令第十四条の八第三号イ(1)	リース譲渡又は当該特定資産の販売等	規定するリース譲渡又は平成三十年法律第七号。附則第二十八条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第六十三条第一項（旧効力法人税法（以下「旧法」という。）第六十三条第一項（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期割賦販売等（法第六十三条第一項に規定する長期割賦販売等をいう。）に該当するリース譲渡を除く。）及び(2)に掲げる資産の販売等」という。）
			リース譲渡	リース譲渡又は当該特定資産の販売等
			）の規定	）の規定若しくは改正法附則第三十三条第一項（連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第六十三条第一項に係る部分に限る。）の規定若しくは改正法附則第三十三条第一項（連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第六十三条第一項に係る部分に限る。）の規定
新令第十四条の八第三号イ(2)	リース譲渡			
	）の規定			
新令第十四条の十一第四項（課税所得等の範囲等）	規定及び			
	又は第二項			
租税特別措置法施行令第三十九条の九十七第二項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）				

		租税特別措置法施行令第三十九条の九十七第四項	租税特別措置法施行令第三十九条の九十七第五項
の法人税法第八十一条の二第一項」という。）の規定により読み替えて適用される法第十一条の三に規定する個別益金額又は個別損金額の計算をいう。）第六十三条第一項（旧効力法人税法第六十三条第一項（旧法第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧効力法人税法」という。）第六十三条第一項	法人税法第六十三条又は旧効力法人税法第六十三条の		
	より同法第八十一条の三第一項		
	係る同法	若しくは第二項の規定の適用を受けているとき、又は当該原価の額につき読替え後の法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合に	
	同条	法人税法第六十三条又は旧効力法人税法第六十三条	
	より同法第八十一条の三第一項	若しくは第二項の規定の適用を受けているとき、又は当該収益の額及び費用の額につき読替え後の法人税法第八十一条の三第一項の規定により読替え後の法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合に	
	同条	法人税法第六十三条又は旧効力法人税法第六十三条	
	より同法第八十一条の三第一項	より法人税法第八十一条の三第一項又は読替え後の法人税法第八十一条の三第一項	

3　法人税法第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書を提出する場合において、改正法附則第三十三条第二項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算するときは、改正法附則第二十八条第二項第一号（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）に規定する確定した決算は、その期間に係る決算とする。

4　改正法附則第三十三条第二項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における改正法附則第二十八条第四項の規定の適用については、同項の規定により同項に規定する基準事業年度の連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その連結中間申告書）に記載するものとする。

5　改正法附則第三十三条第二項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における附則第十三条第七項の規定の適用については、同項の規定により行うべき納税地の所轄税務署長に対する書類の提出は、連結親法人が各連結法人について当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に対して行うものとする。